

飲食エリア

北海道PRエリア（市町村／JA／飲食）



Wa Gyu Ready? 和牛の次なる1歩は北の大地から

第13回 全国和牛能力共進会北海道大会

和牛の祭典 2027

令和9年8月26日(木)～30日(月)開催

種牛の部 音更町（旧・ホクレン
十勝地区家畜市場）

肉牛の部 帯広市（北海道畜産公社
十勝工場）

出展要領

———ご出展申込みの皆様へ———

運営主体／第13回全国和牛能力共進会北海道実行委員会



1.目的

全国和牛能力共進会は、和牛の能力と斉一性の向上を目的に、和牛生産や改良上の課題をテーマとして掲げ、時代の要求にかなう種牛や肉牛を実証展示するとともに、改良成果を競う場として5年ごとに開催される大会である。

北海道の和牛生産は、地域の和牛改良組合が全国の産地からの繁殖牛を導入し、厳しい自然環境に適した雌牛の選抜・保留を進めるなど、生産者や関係団体が一体となって和牛改良を推進し、飼養頭数は全国3位の産地に発展してきた。

北海道が将来にわたり和牛産地として発展していくためには、自給飼料の活用や飼養管理技術の向上、北海道らしい特色ある種牛の造成、産肉性、種牛性に優れる繁殖雌牛の造成など、生産基盤の強化による北海道の和牛ブランドの確立に向けた取組が必要である。

北海道大会は、過去大会の県主体の実施体制でなく、和牛生産者、農業団体、関係機関・団体、帯広市、音更町、北海道によるオール北海道の体制で実施していく。

2.開催概要

大会名称	第13回全国和牛能力共進会北海道大会
主 催	公益社団法人全国和牛登録協会
開催期間	2027（令和9）年8月26日（木）～30日（月） 5日間
開催場所	＜種牛の部＞ ・共進会場／旧・ホクレン十勝地区家畜市場（音更町字音更西2線） ・催事会場／希望が丘運動公園、家畜集出荷センター（音更町希望が丘） ＜肉牛の部＞ ・審査・展示会場／北海道畜産公社十勝工場（帯広市西24条北2丁目） ・セリおよびセリ参観会場／帯広市総合体育館 よつ葉アリーナ十勝（帯広市大通北1丁目）
出品頭数	種牛の部・高校および農業大学校の部／282頭 肉牛の部／193頭 計 475頭
関係者	約2,500名（出品関係者、大会関係者）
来場予定	約38万人（応援者、一般来場者）

3.基本方針

振 興
PROMOTION

魅 力
ATTRACTION

伝 承
TRADITION

おもてなし
RECEPTION

- ・大会テーマ：「魅力発信 新しい力でつなぐ 和牛の未来」
- ・イベントテーマ：『Wa Gyu Ready?
和牛の次なる1歩は北の大地から 和牛の祭典2027』

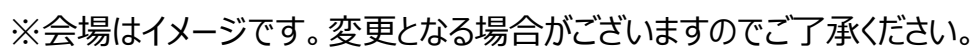
- 道内の和牛改良・生産基盤化を進め、北海道を全国有数の和牛産地とするとともに、全国の産地が競い合い、交流を深めることにより、全国の産地が更なる和牛振興につなげる。
- ブランド力の向上を図るとともに、世界的に評価の高い和牛肉の魅力を国内外に発信する。
- 和牛生産を次世代に継承し、未来につなげる。
- オール北海道でのおもてなしの心「イランカラガテ」でお迎えし、北海道の食・観光・文化を満喫してもらう。

【前回鹿児島大会の様子】





※会場はイメージです。変更となる場合がございますのでご了承ください。





共進会場

審査は、種牛（雄牛・雌牛）の姿・形の体型の良さなど、改良の成果を月齢別に審査する「**種牛の部**」と、肉質等を審査する「**肉牛の部**」があります。
肉牛の部は別の会場で実施され、今回のご提案は種牛の部会場になります。



種牛の部



肉牛の部

催事会場

催事エリアは**和牛フェス**の会場として**全国銘柄牛試食会、BBQコーナー、出展ブース、ステージイベント**を展開。
全国から来場する多くの方々に和牛だけではなく北海道の「食」「観光」「物産」「歴史文化」などを幅広くPRする場所です。



BBQエリア



ステージ



出展ブース

①道府県PRエリア〈共進会場〉

～参加道府県のPRスペース～

- 参加道府県が地元の魅力などをPR
- 参加道府県の交流促進の場



⑤北海道PRエリア〈催事会場〉

～北海道の魅力発信～

- 道内市町村の特産品PR
- 北海道の郷土芸能ステージや公開収録



②協賛・企業団体エリア〈共進・催事会場〉

～畜産最新技術の紹介～

- 協賛・企業団体の出展ブース
- 最新技術・資材・機械器具等の展示



⑥和牛振興エリア〈催事会場〉

～全国各地の銘柄牛の味を発信～

- 北海道産和牛、全国銘柄牛の試食とPR展示
- 北海道産畜産物のバーベキュー



③飲食エリア〈共進会場〉

～北海道の食を堪能～

- 道内各地をはじめ帯広十勝の食文化を提供



④おもてなしエリア〈催事会場〉

～歓迎の気持ちを込めた玄関口～

- 歓迎ゲートや装飾を通じて演出
- 会場内の情報や来場者へのおもてなしを提供



和牛PR館

子どもから大人まで幅広い世代の来場者が「和牛」や「牛肉」等についての知識を深めてもらうため、**体感しながら楽しく学べる展示等**を展開。





この要領は、第13回全国和牛能力共進会北海道大会の趣旨に賛同する北海道内の市町村・農協等（以下「市町村等」という。）および法人その他の団体、個人（以下「飲食店等」という。）が共進会場内に設置する「飲食エリア」若しくは催事会場内に設置する「北海道PRエリア」において出展する際の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

（運営）

第1条 「飲食エリア」および「北海道PRエリア」の運営については、第13回全国和牛能力共進会北海道実行委員会（以下「実行委員会」という。）が行う。

（出展の内容）

第2条 この要領において出展とは、市町村等及び飲食店等が来場者に対して行う次の各号に掲げる行為とする。

- （1）市町村等が北海道PRエリアで行う農林水産物や加工食品等の展示・販売、工芸品等の展示・販売・実演、並びに地域の観光等のPR。
- （2）飲食店等が飲食エリア及び北海道PRエリアで行う、北海道食材等を活用した飲食等の販売。
- （3）その他実行委員会が特に認めたもの。

（出展期間及び出展時間）

第3条 出展期間及び出展時間は、次のとおりとする。

出展期間	2027（令和9）年8月26日（木）～30日（月） 5日間
出展時間	2027（令和9）年8月26日（木）～29日（日） 10:00～16:00 2027（令和9）年8月30日（月） （共進会場）10:00～12:00 （催事会場）10:00～14:00

（出展場所）

第4条 出展会場は、共進会場／旧・ホクレン十勝地区家畜市場及び催事会場／希望が丘運動公園、家畜集出荷センターとし、出展場所は実行委員会が指定するものとする。

（出展の申込）

第5条 出展を希望する者（以下「申込者」という。）は、別紙様式1号「飲食エリア／北海道PRエリア出展申込書」（以下「申込書」という。）により、申し込むものとする。なお、食品の提供が含まれる場合は、別紙様式2号「食品取扱届書」を併せて提出するものとし、保健所から提出を求められた場合、実行委員会から提出することがある。

（出展の条件）

第6条 出展の申込者は、次の各号に全て該当しなければならない。

- （1）出展期間中継続して出展を行うことができる者。
- （2）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団員及びその利益となる活動を行う者ではないこと。
- （3）法人等が提供する食品は、主たる原材料が北海道産であること。

（出展の承諾）

第7条 実行委員会は、第5条第1項の申込書の提出があった場合は、内容等を審査・確認の上、出展会場を決定し、申込者に対して別紙様式4号「出展承諾書」を交付するものとし、この出展承諾書の交付をもって、実行委員会と申込者の契約締結に代えるものとする。

2 出展承諾書を交付された者（以下「出展者」という。）は、本要領を遵守し、実行委員会の指示に従わなければならない。

（実演）

第8条 展示物の実演は原則として認めるが、出展者は次の各号を遵守しなければならない。

- （1）実演は、出展者保有のコマ内において行うこと。
- （2）実演に要する費用は、出展者が負担すること。
- （3）実演に際し、地面の掘削など、実演後の整地、修復を要する行為は禁止する。
- （4）その他実演に関しては、実行委員会の指示に従うこと。



(出展の制限及び禁止)

第9条 実行委員会は、次の各号のいずれかに該当するものの出展を制限し、または禁止することができる。

- (1) 普段から販売等の店舗等を有さず物販・飲食の販売を行っているもの。
- (2) 出展の条件を満たさないと認められるもの。
- (3) 過去の出展において、出展規約に従わないなどの不適切な対応があったもの。
- (4) 爆発、引火、悪臭、ガス等他に危害や危険を及ぼすおそれのあるもの。
- (5) エンジン付発電機の使用。
- (6) 公序良俗を乱すおそれがあるもの。
- (7) その他管理運営上、支障があると認められるもの。

(営業に必要な許可等)

第10条 出展者は、食品等の販売がある場合には、法令等に基づく手続きを行うものとする。

- (1) 食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく営業許可
現場で調理加工し有料で提供する場合、牛乳・加工乳などの乳類や生の食肉、生鮮魚介類を販売する場合など許可が必要な食品の販売については、食品衛生法に基づく営業許可の申請を行うこと。なお、営業許可がない場合は出展不可とする。許可証については、来場者に見えやすい場所に掲示すること。
- (2) その他必要な届出等
その他、物品等販売に際して、法律上、関係機関に届出が必要な場合は、実行委員会が別に指示するものを除き、出展者の責任により手続きを行うものとする。

(出展料)

第11条 出展料及び出展にかかる経費等については、次のとおりとする。

(1) 出展料（5日間）

エリア		仕様	料金（税込）
飲食エリア（飲食店等） （キッチンカーの場合）	1 コマ	1 張（間口5.4m×奥行3.6m）	120,000円
	1 コマ	1 張（間口4.0m×奥行6.0m）	100,000円
北海道PRエリア（市町村等）	1 コマ	1 張（間口2.7m×奥行3.6m）	120,000円
北海道PRエリア（飲食店等） （キッチンカーの場合）	1 コマ	1 張（間口5.4m×奥行3.6m）	120,000円
	1 コマ	1 張（間口4.0m×奥行6.0m）	100,000円

(2) 実行委員会で準備する備品等

- ア) テント：1 張 ※ キッチンカーの場合はテントなし
- イ) 備品：テーブル（450mm×1800mm）× 2 台、イス× 4 脚。
- ウ) 電源：100Vコンセント2 口。なお、使用予定の電気容量が100V・1.5kWを超える場合、またはボルト数が100V以外の場合は別途追加料金が必要。
- エ) 出展者看板：1 枚（幅300mm×長さ900mm）。

(3) その他負担経費

- ア) 出展物の搬入・搬出、展示、実演等出展者の行為に関する経費。
- イ) 出展者に責任がある許認可等にかかる経費。
- ウ) 実行委員会で設置するもの以外でコマ内で使用する備品等にかかる経費。
※ 有料のオプション備品および電気容量の追加料金は追って案内します。

(電力の使用)

第12条 送電は、実行委員会設置の発電機で行うので、出展エリアでの発電機の持込みおよびガソリン等の貯蔵は行わないこと。なお、器具・備品のうち電力を使用するものについては、届出のあるもの以外の使用は厳禁とする。



(火気の手扱い、各種養生およびテントの破損・損傷等)

第13条 会場内では、火災防止のため火気使用を原則禁止とする。なお、出展内容の都合上、火気の使用を希望する場合は、別途様式3号「火気等使用届出書」を提出すること。

- (1) 火気(ガスコンロ・炭・電気器具)の使用にあたっては、テント等の燃えやすいものと一定の距離を確保するか、耐火ボードで囲むこと。さらに、引火物とは必要な距離を空けるなど、火災事故の発生に細心の注意を払うこと。
- (2) 消火器の設置、ガス漏れ予防、プロパンガスボンベの設置場所、設置方法に細心の注意を払うこと。取扱い器具・備品の設置についても、テントに擦れや破れが生じないように、テントを踏みつけての設置などがないよう一定の距離を確保すること。
- (3) 万が一、テントに破損・損傷があった場合は、修理費用の全額を負担すること。また、油や炭などを使用し、床面やテント幕を汚す恐れのある場合は、コンパネ等(引火の恐れがある場合は不燃材)で床面やテント幕を養生し、汚さないよう細心の注意を払うこと。
- (4) 床面やテント幕が汚れた場合は速やかに清掃し、原状復帰すること。清掃に係る費用は、各出展者が全額を負担すること。床面が汚れた場合でも、特別清掃が必要な場合や、テント幕等の実行委員会が設置した備品の清掃・修繕・交換が必要になった場合は、費用の全額を負担すること。

(環境対策)

第14条 本大会は環境に配慮した大会と位置付けていることから、できる限り環境負荷の軽減に努めなければならない。

- 2 出展場所周辺の清掃は、出展者自らが行うとともに、発生したごみは持ち帰り、適正に処理すること。

(衛生・安全管理)

第15条 出展者が行う販売・試食等や出展者が用意・設置した器具・備品等により人または物に損害を与えた場合については、実行委員会はその責を負わない。

- 2 出展者は、自己の出展に伴い第三者に損害を与える可能性がある場合には、自己の負担で損害に係る生産物賠償保険などの必要な保険に加入しなければならない。

(商品・物品の管理)

第16条 商品・物品の管理は、出展者自らが行うものとする。

- 2 出展期間中、夜間警備を行うが、出展者の判断により損害保険に加入するなど、万全の管理と事故防止に努めるものとし、物品等の盗難等が生じても実行委員会はその責を負わない。

(展示装飾)

第17条 コマ内の展示装飾は、出展者の負担で行うこと。コマの装飾等については自由とし、高さ・数量等の制限は特にしないが、来場者の安全確保に支障を来す場合や隣接の出展者に害を与えるものと思われる場合は、実行委員会の変更もしくは撤去を指示することができる。

- 2 設置する幟及びPOPなどが倒れることにより、来場者等や設備・備品に損害を与えた場合は、出展者が責任を負うものとする。

(常駐義務・列整理)

第18条 出展者は、管理責任者を配置し、実行委員会との連絡・調整に努めること。

- 2 出展者は、実行委員会が認めた場合を除き、出展期間及び出展時間の間、自らのコマ内に常駐すること。万が一、商品が売り切れた場合についても、自コマ内に常駐し「売り切れ」を記すなどの対応をすること。
- 3 会場混雑時のコマ前の列整理は、各出展者で行うこと。

(出展者の遵守事項)

第19条 出展者は、次に掲げる各号を遵守しなければならない。

- (1) 出展承諾を受けた後、出展申込み内容の変更を行う場合は、実行委員会の承認を受けること。
- (2) 出展者が用意・設置した器具備品等により人または物に損害を与えた場合、施設等を破損した場合は、出展者の負担で修復、又はその費用を実行委員会に賠償すること。
- (3) 大会期間中会場内において、来場呼びかけ等の広報活動は、実行委員会の指示に従うこと。
- (4) 実行委員会が必要に応じて出展者の提供物等を撮影する場合は協力すること。
- (5) 出展者が、提供物等の搬入・搬出等のため会場内に入場する場合は、実行委員会が発行する「関係者証」を携帯し、提示を求められた場合には提示しなければならない。



(テント内に必ず設置いただくもの)

第20条 出展者は、次の各項をコマ内に設置しなければならない。

(1) 消火器(火気を扱う出展者)。

※ 電気を熱源とする器具(ホットウォーマーを含む。)は、すべて火気に該当。

(2) 保健所臨時営業許可証(保健所申請が必要な出展内容の出展者)。

(3) 手洗い設備(ポリタンク等)。

(4) ゴミ箱(出展者のテント内で排出されるごみ用)。

(雑則)

第21条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は実行委員会会長が別に定める。



1 出展申込関係

1. 出展希望者は「第13回全国和牛能力共進会北海道大会」ホームページより、別紙様式1号「出展申込書」をダウンロードし、下記宛てにお申し込みください。
2. 申込開始は、2026（令和8）年11月16日（月）。
3. コマ数には限りがあるので、申込みが多い場合コマ数を削減していただくことがあります。



お問い合わせ／「第13回全国和牛能力共進会北海道大会」催事運営受託事業者
窓口：十勝毎日新聞社 札幌支社 TEL.011-261-2161
(担当：宮村・佐藤)

<https://zenkyo-hokkaido.jp>

《申し込み宛先》

MAIL zenkyo@kachimai.co.jp

fax 011-222-2224

郵送 〒060-0002 北海道札幌市中央区北2条西2丁目34 フージャース札幌ビル2F

《申し込み以降の流れ（予定）》

出展申し込み開始	2026（令和8）年11月16日（月）
〃 一次締切	2026（令和8）年12月25日（金）
〃 二次締切	2027（令和9）年2月26日（金）
審査結果発表	2027（令和9）年1月29日（金）以降
出展者説明会	2027（令和9）年4月上旬
出展料ほか誓約書等書類提出締切	2027（令和9）年7月9日（金）

2 審査結果の発表

出展の可否は2027（令和9）年1月29日（金）以降、順次実行委員会事務局から出展者に郵送にてご連絡いたします。なお、結果発表後に出展者説明会を2027（令和9）年4月上旬に開催する予定です。説明会の開催場所・時間等につきましては、結果発表時に出展者にお伝えいたします。また、出展者には誓約書とイベント当日の販売者名簿などをご提出いただきます。

※ 一次締切以降、予定コマ数に達した場合は、二次締切日以前に打ち切ることがあります。

3 出展料の請求

出展者ごとに出品料等を確定した後、実行委員会事務局より請求書を発行します。2027（令和9）年7月9日（金）までに前納ください。なお、出品料の前納がない場合、出展をお断りいたします。すでに開催準備が行われている時期での天災、人災などの災害や不可抗力により開催が困難と判断され中止となった場合、出品料の返却はいたしませんのでご了承ください。

4 出展決定の取り消し

実行委員会は、出展者が次の各号のいずれかに該当すると認められた場合は、出展承諾を取り消すことができます。なお、この場合には、出品料の返却はいたしません。

- (1) 第6条の出展の条件を著しく逸脱している場合。
- (2) 出展者及び出品内容において公序良俗に反する行為があった場合。
- (3) 前項の出品料の納入が期限内に行われなかった場合。
- (4) 出展を放棄、又は中断した場合。



令和 年 月 日

第13回全国和牛能力共進会北海道大会 飲食エリア・北海道PRエリア出展申込書

■ 申込者

事業者名 団 体 名		代表者名		
名 称		加盟団体 ※ある場合	(例)観光協会、商工会議所、物産協会、商工会等	
所 在 地	〒	管 理 責 任 者	所属・役職	
			ふりがな氏 名	
T E L F A X			連絡先 (携帯)	
出展形態	テント ・ キッチンカー		E-mail	

■ 出展に関する規定

出展に関し、「第13回全国和牛能力共進会北海道大会出展要領」を遵守するとともに、実行委員会の決定に従います。

令和 年 月 日

事業者名 代表者名 (印)

■ 販売メニュー・商品/内容・PRコメント

■ 意見・質問等

■ 提出先

十勝毎日新聞社 札幌支社 担当者：宮村・佐藤
〒060-0002 北海道札幌市中央区北 2 条西 2 丁目 3 4 フォージャース札幌ビル 2 F
TEL：011-261-2161 FAX：011-222-2224 E-Mail：zenkyo@kachimai.co.jp

令和 年 月 日

御中

第 13 回全国和牛能力共進会北海道実行委員会
(催事運営受託事業者 窓口:十勝毎日新聞社札幌支社)

出 展 承 諾 書

令和 年 月 日付けで申込のあった第 13 回全国和牛能力共進会北海道大会
に係る出展申込について、次のとおり承諾いたします。

つきましては、期限までに出展料を指定口座に振り込んでください。

記

1 出展料

区 分	単価 (税込)	コマ数	計
	円		円
合 計			円

2 出展場所

会場 () エリア ()

3 出展料の振込先および期限

- (1) 振込先
- (2) 口座名
- (3) 口座番号
- (4) 振込期限

4 承諾条件

第 13 回全国和牛能力共進会北海道大会に係る出展要領を遵守するほか、実行
委員会が別に定める会場管理に係る規定等を遵守すること。